

岐阜アリーナの指定管理者指定申請に係る審査結果について

平成29年9月28日

岐阜県清流の国推進部地域スポーツ課

1 施設の概要

名 称	岐阜アリーナ（愛称：OKBぎふ清流アリーナ）
所 在 地	岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号
設置目的	県民の体育、レクリエーションその他の行事及び集会の用に供することを目的とする。
根拠条例	岐阜アリーナ条例

2 指定管理者の募集方法

公募

3 指定管理者の募集期間

平成29年7月24日から平成29年8月24日まで

4 申請団体

申 請 団 体 の 名 称	共 同 体 の 構 成 員 の 名 称
岐阜アリーナ運営共同体	◎ドルフィン株式会社
	株式会社河合楽器製作所

※「◎」は、共同体の代表団体

5 審査基準

審 査 項 目	配 点
施設管理の基本方針	5
類似施設の管理実績	10
利用者サービスの向上	20
施設の維持管理	5
収支計画	25
組織・体制	10
危機管理	10
経営基盤	5
地域連携	10
計	100

6 岐阜県指定管理者審査委員会の開催日

平成29年9月21日

7 審査結果

次のとおり優先交渉権者を決定しました。

<優先交渉権者>

申請団体の名称	主な選定理由
岐阜アリーナ運営共同体	申請内容が募集要項に定める基準を満たしていると認められるため。

8 指定管理者の指定

県と優先交渉権者との間における細目協議が調った後、県議会の議決を経て、当該優先交渉権者を岐阜アリーナの指定管理者に指定する予定です。

<指定期間>

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで（3年間）